（２）電気工作物のこう長、送電容量

電気工作物のこう長	
電気工作物の送電容量	

（３）電気工作物の整備又は更新の実施期間　※詳細別紙も可とする。

３　電気工作物の整備又は更新の実施体制

４　電気工作物の整備又は更新を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

資金＼調達方法		政府関係機関からの借入れ	金融機関等からの借入れ	資本出資	その他	合計	備考
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の合計額							
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

（注１）「政府関係機関からの借入れ」には政府関係機関からの借入れによる調達額を、「金融機関等からの借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「資本出資」には出資による調達額を、「その他」には社債の発行、リースその他「政府関係機関からの借入れ」、「金融機関等からの借入れ」及び「資本出資」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）政府関係機関及び金融機関等からの借入れについて保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先機関名、保証人名及び保証額を示しつつ「備考」に記載する。

５　電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（２）	損益計算書又はこれに準ずるもの
３	計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法の内訳を記載した書類
４	法第３条又は法第27条の４の許可を受けたことを証する書類
５	その他第47条の５第３項に定める書類

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。